標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す。

標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

標準税収入額等:地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数。数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

財政力指数 = 各年度の普通交付税における 基準財政収入額 (小数点第4位を四捨五入) 基準財政需要額

(過去3ヵ年平均値)

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す。正数の場合は黒字、負数の場合は赤字である。

実質収支比率 = 実質収支額 ×100(%)

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)等に占める割合。

経常収支比率 = 経常的経費に充当した一般財源 経常収支比率 = 経常一般財源 + 減収補塡債特例分 + 臨時財政対策債 ×100(%)

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源総額に 占める、公債費に充当された一般財源の割合。この比率が高いほど財政運営の硬直化が進んでいる ことを表す。なお、平成22年度決算からは算出していない。

公債費負担比率 = 公債費充当一般財源 ×100(%)

起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合。なお、平成22年度地方財政状況調査より算出に用いる数値の調査が一部省略されたため、平成22年度決算からは算出していない。

起債制限比率 = A - (B+C+E+F) × 100(%)

A: 元利償還金(公営企業債分および繰上償還分を除く)+ 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出 (施設整備費、用地取得費に相当するものに限る)+ 五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B:Aに充てられた特定財源

C:普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D:標準財政規模

E:普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (普通会計に属する地方債に係るものに限る)

F:事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

積立金現在高比率

地方債現在高比率

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

* 早期健全化基準:市町村の財政規模に応じ11.25%~15%

* 財政再生基準 : 20%

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 ×100(%)

- 一般会計等の実質赤字額:
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率

- * 早期健全化基準:市町村の財政規模に応じ16.25%~20%
- * 財政再生基準 : 30%

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 × 100(%)

- ・連結実質赤字額:イと口の合計額が八と二の合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

* 早期健全化基準:25% * 財政再生基準:35%

実質公債費比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金)-

(3 力年平均) =

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) ×100(%)

・準元利償還金:イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に 充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の 償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将 来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

* 早期健全化基準:350% * 財政再生基準 :なし

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額

+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

 $\times 100(\%)$

- ・将来負担額 :イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - 口 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合 の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金